

令和 8 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(農林水産省経営局協同組織課)

項 目 名	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	<p>企業年金等（確定拠出年金、確定給付企業年金及び勤労者財産形成給付金）の普及及び運営の安定を図るため、これらの積立金に対する特別法人税の撤廃を行う。撤廃に至らない場合、課税停止措置の延長を行う。</p>		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	(制度自体の減収額)	(—	百万円)
	(改正増減収額)	(—	百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>企業年金等は、公的年金と相まって高齢期の所得確保を図るための制度であり、事業者やその従業員の自主的な努力を支援するものである。</p> <p>少子高齢化が進展し、高齢期の生活が多様化している状況において、農業関係者等の高齢期の所得保障を充実させ、生活の安定を図るためには、企業年金等の普及及び運営の安定を図る必要がある。</p> <p>そのため、平成 11 年度から課税凍結中（令和 7 年度末が課税凍結期限）の特別法人税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長し、企業年金等の普及及び運営の安定を図るものである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>企業年金等に関する税制は、掛金拠出時は非課税、資産運用時は積立金に特別法人税課税（課税凍結中）、給付時は課税（退職所得控除等の対象）となっている。</p> <p>そうした中で、特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少するとともに、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、さらに企業等の財政状況の悪化を招く可能性があるなど、年金資産の運用に著しい影響があることから、企業年金等の運営に大きな阻害要因となる。</p> <p>このため、特別法人税課税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長し、企業年金等の健全な育成及び適正な運営を図る必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標] I-1 我が国の食料供給</p> <p>[政策分野] ② 食料自給力の確保</p>
		政策の達成目標	<p>少子高齢化が進展し、高齢期の生活が多様化している状況において、農業関係者等の高齢期の所得保障を充実させ、生活の安定向上を図るためには、公的年金を補完する企業年金等の自主的な努力を促すことが重要であり、今後とも企業年金等の普及及び運営の安定を図っていく。</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置を要望。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	<p>農業協同組合連合会と企業年金等業務に係る契約を締結している367法人（令和7年度期首）及び企業年金の加入者（79千人（同））に影響がある。</p> <p>なお、確定拠出年金、確定給付企業年金及び勤労者財産形成給付金に係る生命共済の業務を行う機関（農業協同組合連合会）に適用される。</p>
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>企業年金等の積立金が確保され、安定した運営が図られることにより、農業関係者等の生活の安定向上が図られる。</p>
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>企業年金等については、掛金等の拠出時及び給付時等において、税制上の所要の措置が講じられている。</p>
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	公的年金の上乗せ年金である企業年金等の普及及び運営が安定することにより、農業関係者等の高齢期の所得保障の充実が図られるとともに、生活の安定向上が図られる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	平成11年度、平成13年度、平成15年度、平成17年度、平成20年度、平成23年度、平成26年度、平成29年度、令和2年度及び令和5年度税制改正要望において、特別法人税撤廃を要望し、平成11年度、平成13年度、平成15年度、平成17年度、平成20年度、平成23年度、平成26年度、平成29年度、令和2年度及び令和5年度において、課税停止が延長されている。	